日本国環境省とインドネシア共和国環境省による コベネフィット・アプローチを通じた環境保全協力に関する共同声明

2007年12月11日、日本国環境大臣の鴨下一郎は、インドネシア共和 国環境省(ラフマット・ウィットラー大臣)と会談を実施、会談は友好的な雰 囲気の中行われた。

日本国環境省及びインドネシア共和国環境省(以下「双方」という。)は、2007年8月の「日本国及びインドネシア共和国による気候変動・環境・エネルギーに関する協力の強化に関する共同声明」を受けて、気候変動の緩和及び適応、環境管理、3Rの推進、水質汚濁並びに大気汚染防止等に関する協力の重要性に基づき、同声明を具体化する必要性について共通の認識に至った。インドネシア側は、日本のCOP13及びCOP/MOP3の成功のための強力な支援及び重要な政策提案である「美しい星50」に対して高い評価を表明し、共通だが差異ある責任と各々の能力の原則を強調した。日本側は、インドネシアの気候変動に関する国家行動計画に対し、高い評価を表明した。

日本側は、インドネシアにおける環境保全対策と気候変動対策のコベネフィットのプロジェクト実施の有用性を紹介した。双方はコベネフィットによる環境保全協力について意見交換を行った。

以上の内容について、双方は以下の通り、共通に認識するに至った。

- 一、 双方は、コベネフィットによる環境保全に関する合同作業部会を設置する。合同作業部会の業務は、両国政府の気候変動に関連する他の活動と調整を図りつつ、行うものとする。
- 二、 インドネシア側は、コベネフィットのプロジェクトの実施を検討するため、森林保全、廃棄物管理、水質汚濁及び大気汚染管理、気候変動に関するその他の問題等の中から、インドネシアにとって優先順位の高い課題を優先的に選択する。また、インドネシア側はそれらの環境問題が深刻でコベネフィット・プロジェクトを開発する必要のある優先地域を提案する。
- 三、 合同作業部会は、インドネシアの環境保全能力の向上を目的とし、二で 提案のあった地域を対象に、地域的な環境改善及び温室効果ガスの排出削減 に関する政策、技術、定量的評価、効果測定に関する情報交換及び調査を実

施し、その成果を踏まえコベネフィットのプロジェクトを発掘する。また、コベネフィットのプロジェクトを実施する中央政府及び地域の能力構築のため、例えばセミナーの開催、双方の国の工場、廃棄物処理場、水質汚濁及び大気汚染防止設備等の現場視察等を実施する。

- 四、 日本側は、インドネシアへの健全な環境技術及び知識の移転を適切に促進し、支援する。この過程で、日本側は、インドネシア国内の能力及び技術の開発及び向上に関する支援を行う。また、日本側は、2008年にインドネシアの中央・地方政府が現地視察を行うこと及び日本政府の関係研究機関や日本企業がコベネフィットに関する新たな努力を促進することへの支援を行う。
- 五、 日本側は、「美しい星50」及びインドネシアの「気候変動に対する国家行動計画」と調和した支援について言及した。
- 六、 双方は、産業界関係者によるコベネフィットのプロジェクトへの参加及 び当該プロジェクトのCDMとしての実施を推奨する。
- 七、 双方は、産業界がコベネフィットによる技術交流及び技術移転を行う場合には、知的財産権の利用及び保護を重視して取組が行われるように配慮する。
- 八、 コベネフィットによる環境保全協力は2007年を準備期間とし、 2008年から2010年を実施期間とする。

2007年12月11日 インドネシア共和国バリにて

日本国 環境省環境大臣

インドネシア共和国 環境省環境大臣